



法律の一つでございますが、こんなふうに、非常に親しみやすくなつたとすることは、非常にけつこうなことと存するのであります。さらに希望いたしたいことは、特許の明細書、これは専門家の方は別でございまするが、われわれ普通の技術者や研究者にあきましては、非常に難解な文句になつておりますが、どうかこれもなるべく平易になるよう運用をしていただきたいと思う次第でございます。それからその次に、現行法に比べまして、改正案は、規定の内容がかなり具体的に書かれておりまして、非常にわかりやすくなつたようございまして、これもけつこうだと思うのであります。たとえば追加特許につきまして、どういう場合に追加特許ができるか、そういう規定とか、あるいは発明は、一つの発明について、一つの出願というものが建前でございますが、これは非常に規定されておりますが、これは非常にいいことだと思いますが、むしろある点におきましては、あまりこまか過ぎるかといふような感じさえ受けけるほどございます。

概略的な感想は、それでございますが、特許法のおおのの問題につきまして、二、三意見を申し上げさせていただきます。

まず第一に、発明の新規性ということ

でございます。特許の出願されてあるものは、新規性を認められないといふのが今度の改正案でござりまするが、私は、この改正案は非常にけつこう

うだと思うのであります。御承知のよ

うに現在の規定は、新規性は、それを反対する資料といたしましては、国内は、専門家の方は別でございまするが、われわれ普通の技術者や研究者にあきましては、非常に難解な文句になつておりますが、どうかこれもなるべく平易になるよう運用をしていただきたいと思う次第でございます。それからその次に、現行法に比べまして、改正案は、規定の内容がかなり

具体的に書かれておりまして、非常に

わかりやすくなつたようございまして、これもけつこうだと思うのであります。たとえば追加特許につきまし

て、どういう場合に追加特許ができるか、そういう規定とか、あるいは発

明は、一つの発明について、一つの出

願というものが建前でございますが、これは非常に

いいことだと思いますが、むしろある

点におきましては、あまりこまか過

ぎるかといふような感じさえ受けけるほどございます。

御承知のよう

いは実用新案の出願の件数は、非常に多くて、世界で一、あるいは二といふふうでございますが、その内容は、必ずしもいととは言われないといふように言われております。また特許の内

容も、そう高くないのじやないかとい

うだと思うのであります。御承知のよ

うに現在の規定は、新規性は、それを

反対する資料といたしましては、国内

だけに限つてゐるのでござりまする

が、こういうような規定は、今のよう

に非常に交通機関が発達し、また通信

が発達しております現在では、時世

に即応しないのではないいかと思いま

す。それからまた、科学とか技術とい

うものは、国際性のものでござりまするから、そういうようなことから考え

ましても、この改正案のようにするこ

とは賛成でございます。

第二に、改正案につきましては、第

二十九条第三項に、発明の新規性とい

うことを規定しておりますが、私の承

知する範囲内におきましては、現在の

特許法におきましても、その運用の面

において、これと同じような規定は行

われているように存じております。

で、私は新しい改正法が、施行されて

からあと、その運用が、現行法と同じ

であるというならば、この規定が設

けられましても、それは意味はない

と思うのでありますが、政府の御説

明を拝見いたしましたすると、この規定に

よりまして審査基準を向上したい、な

るべくいい発明を特許するというよう

に審査基準を向上したいというのが、

その意図であるということございま

すが、こういうことでありますれば、非常にけつこうなことと思うので

いただきます。

御承知のよう

いは実用新案の出願前に、外国

で頒布された刊行物に記載されて

いることは、以上でございますが、終

りに、特許行政の運営につきまして、

せひ希望を申し上げたいことがござい

ます。それは特許出願の審査の促進で

ますが、依然として除斥期間を残しておりますのでございまして、外

国の一例によりまして、ドイツとかイ

ギリス、フランスは、みな出願の日か

ら何年というふうにいつております。

います。

第三番目に、発明の新規性の喪失の

例外についてでございますが、第三

十条に、ある刊行物、たとえば学界の

雑誌、そういうようなものに発明の内

容を発表した場合、あるいは特許庁の

長官が指定された学術団体の研究集

会——学会とかそういうものであろう

書をもつて発表したものには、新規性を

失わないということになつております

が、これも非常にいいことと思いま

す。これは主として学界からの希望意

見だと聞いておりますが、今まで研

究者などは、よく特許法を知らずに、

学会で発表してしまう。そうしてあと

から人に注意をされて出願をするとい

ります。これはもう特許にならぬとい

うと、それはもう特許にならぬとい

うふうなほど思つておる次第でございま

す。しかし、ただし書きがあるとい

うとも、こういうような不便があつたと

いたしましても、なお、出願の日から

起算するのがいいのじやないかとい

うふうなほど思つておる次第でございま

以上、簡単でございますが、終ります

○委員長(田畠金光君) ありがとうございます。

次に、弁理士会会長木戸伝一郎君に

お願いします。

○参考人(木戸伝一郎君) 私は、弁理

士会会長木戸伝一郎でございます。

このたびの改正法案ができ上ります以前、この改正の議が起りまして、昭和二十五年、特許庁に工業所有権制度改正審議会が設けられまして、私ども弁理士からも、数名の委員が選ばれます。その審議に基きまして、昭和三十一年に通産大臣に答申をいたしております。その後、今国会に上程されますが、その審議に基きまして、昭和三十二年に特許庁に承わっておりま

す。

私どもは、この改正法案ができ上

ました際に、特許庁の担当の方々から

弁理士会におきまして、数回説明会を開きまして、御説明を伺いまして、そ

の説明をお検討いたしまして、会員

より意見を求め、かつその後、会員の

意見に基きまして、昨年十二月二十三

日に臨時総会を開会いたしまして、会

員の総意をまとめまして、このたび、

皆さまのあるいはお手元に届いている

審判の存続、許可を登録と、現行法通

りにしていただきたい、この二点につ

きまして会員全員、希望がございま

たので、総会におきまして決議いたし

まして、これを建議することに相なり

まして、各関係方面に建議をいたし、

かつ陳情いたしておる次第でございま

ます。私どもが要望しております

確認審判につきまして、意見を述べた

いと存じます。この確認審判制度につ

きましては、審議会の答申案には、確

認審判制度が存続されておりまして、

その後、特許庁から承わりましたとこ

ろによりますと、法制局との御折衝に

おきましたと、法制局の御折衝に

あります。この確認審判制度によ

りて、この効力について、いろいろな疑義

があるということで、特許庁におかれ

まして確認審判制度の存続につきま

して、非常な御努力をなされた。しか

るに、それにもかかわらずその点にお

きまして、ついに「解釈」となったた

と、こういうふうに承わっておる次第

であります。この確認審判の制度

は、明治二十一年特許令第十六条の

規定によりまして、特許権相互間の撞

着審判として創設せられたのが始まり

であります。その後明治四十二年の

特許法の一部改正——現行特許法に至

りますまで、数十年の間、この特許発

明の権利範囲の判断についての唯一の

制度として、工業所有権の進歩発達に

非常に貢献をしてきた制度でござい

ます。確認審判の公正と申しますか、

確認審判が、当事者対立によりまし

て、攻撃防御の道が譲ぜられておりま

す。

それから審判官の合議制をとつてお

ります。さらに審判官につきまして、

除斥及び忌避の制度がとられておりま

す。さらに、かよがないわゆる公正な

判断をなし得る構成のもとに審決がな

りますので、従来権利範囲に争いが

生じましたときには特許権に関する限

り、ほとんど特許庁におきまして、確

特許法では七十一條におきまして、これが

特許法案等におきまして、これが

特許法では七十一條におきまして、これが

特許法では七十一條におきまして、これが

特許法では七十一條におきまして、これが

特許法では七十一條におきまして、これが

認審判を提起して、問題が解決されて

おるのでございまして、これにつきま

しては、さらに一審で不服がありま

す。さらには、この判決に不服がありま

つては、特許庁に対し、解釈を求める

ことができる。」こうなつておりま

て、この条文を、このまま解釈いたし

ますると、これは当事者対立でやるの

ではない、一方的に解釈を求める

れば、上告ができる、こういう不服の道

で審決取り消しの出訴ができる

ます。さらにその判決に不服がありま

す。さらには、この判決に不服がありま

の判断をいたしますするいろいろの資料などは、特許庁ほどには、とうていてそろっておらないのが実情であります。それで、また裁判官におかれましても、高

いと存じます。この確認審判制度につ

いて、この条文を、このまま解釈いたし

ますると、これは当事者対立でやるの

ではない、一方的に解釈を求める

れば、上告ができる、こういう不服の道

で審決取り消しの出訴ができる

ます。さらにその判決に不服がありま

す。さらには、この判決に不服がありま



おむね一年を要するような実情でございます。一年くらいのものは、審査されずに、順番を待つて積みになつておるというような状態では、まことに困るのでございまして、これを解消するためには審査官をふやして、同時に何らか法的上の措置をもつて、一定期間内には、必ず拒絶なり公告決定まで運んでいただくというような制度を起していただきわけにはいくまい。これが発明特許等に関するたゞまの最も大きな関心事ではないかと思ひますので、強く今日は、その点を御希望申し上げたいと思う次第でござります。

次に、特許料の問題でございまするが、特許料のきまつたのは、いろいろ

資料によります

の現在の経営者は、ややもすれば、外

るの特許を尊重したがる。それには、いろいろ成功率の関係、その他経営上の問題等もございましょうが、日本に

もすぐれた特許はなきにもしからずでございますので、そういうものの

P.R.の問題であるとか、実施のための研究をどうするかというような問題、

特に今回、本法規には、実施審議会と

いうのが施けられることになっておりますのが、特許の産業上利用されるためのその実施のために、そういう

増額された金を回していくたゞという

よろわぬことを何らか法的にお考へ願うわけにいかぬものであろうかという

点を強く希望いたしておる次第でござります。

もう一つ、次に税の問題でございまするが、これは必ずしも、この四法で

かかるべき人を集めて、各方面のしかるべき人を集めて、

いのでございまして、その後貨幣価値の変化等によりまして値上げになると

ます。政府はそのために先ほどか

いうことは、ある程度やむを得ないのではないかと思ひますが、この値上がりになりました分につきましては、た

らたびに説明がございましたよう

だいま申し上げましたようなふうに、できれば目的的に、一般の税収入として、特許権者から取り上げたもの

を設置いたしました。その審議会は慎

重審議の結果、昭和三十一年の十二月に、通商産業大臣に対して一定の答申

をなしましたが、政府の当局は、この

答申の趣旨を尊重して法律案を作成せられたと存じております。もちろん法

律案作成の段階におきまして、政府部

内における調整の結果、多少答申と異なる点を採用いたしたところもあるよ

うであります。もちろん法

主要な目的は、大体これを実現しておると存じておるのでござります。

今回の工業所有権に関する四つの法

律案は、いろいろの点において、現行の法律の内容を改めておりますが、私はそのいずれも、大体において適当

りあります次の点は、一つの特許出願で二以上の発明について特許出願をする

に困ったという実例があるのでござりますので、特許制度全体といたしまして、その点も、特に御配慮を願いたい

ことがあります。これもお話をございます。これもお話をございます。

今回、特許の設定というような場合に、いろいろ問題がございまして、産業上それが

実際にあつた適切な措置であると考え

る問題がございまして、産業上それが取り入れられかけたというようなとき

に、税がかかるてしまうために、非常に困ったといふふうに考へるわけでございま

す。大体、その四つの点に絞りまして、簡単でございますが、概略、私の意見として申し上げた次第でござります。

○委員長(田畠光君) ありがとうございました。

次に、前商工組合中央金庫理事長の

お話をございました。

その第一としては、今のように、審査官を思ひ切つて増加しまして、審査官を早めにいただくとともに、今、問題

がございました。

その第二としては、今までのPRの問題といふうなもの、たとえば日本

は、まだ頒布されていない外国文献に

記載されているようなものについて、特許が付与されるというような弊風は

前外國で頒布された刊行物に記載せら

れました。政府はそのために先ほどか

とおもいます。ただし、我が国の原子力

改正の問題について御審議でございま

すが、これについて簡単に意見を申

し述べさせていただきたいと存じま

す。

○参考人(村瀬直養君) 私は村瀬でござ

ります。ただいま工業所有権制度の

改正の問題について御審議でございま

すが、これについて簡単に意見を申

し述べさせていただきたいと存じま

す。

なつております。また侵害者の受けた  
利益は、一応特許権者の損害と推定せ  
られております。また通常受けるべき  
実施料の額が、最低限度の損害とな  
されておりますので、これらの不便  
は、除去せられることになると存じま  
す。

第五に、改正案は、現行法の特許権の範囲についての確認審判を、特許権のなす「解釈」ということに改めました。これによって確認審判の審決について、従来存在しております疑義を取り除いたのでございます。確認審判という大事な制度について、その審決が、裁判において、どんな効力を有するかと、そういうことが不明であるということは妥当ではありませんが、今回の改正では、「解釈」という文字が示します通り、その効力は、法律的には、鑑定に類似したものであることを明らかにしたものであります。私は適当であると考えられるのでございます。また、これによつて、従来の確認審判の場合と異なりまして、迅速に、「解釈」の結果が出されるようになりますれば、特許事件の解決のみでなく、将来新しい発明を企業化するために、大いに意義があると存するのでございます。

存するのであります。発明が、この世の中に与えた便益が大であるに比較して、利益を上げることができないなかたという、そういう発明者を救済するために、存続期間の延長制度が設けられておりますが、そういうことによって発明の奨励になるという現行制度は、その趣旨においては、もつともではあります、この制度は具体的に公正妥当に運営することは非常に困難でありまするので、今回廃止と決定したことと存じます。

次に、実用新案について申しますと、実用新案の対象を型ということから、考案ということにしたことについて、妥当であると存します。また、型といいましても、結局は、技術的な効果を中心として判断することになりますと、発明とほとんど変わることになります。それにもかかわらず、型と

この点は、先ほど木戸さんから、る御意見の陳述がありました。まことにごもつともな意見と存じます。が、結局、その御意見の要点は、新法案に認めておりますところの「解釈」のやり方を適当にする。あるいはこれを、何らかの形によって制度化するというようなことによって、目的を達するのではないかと、かようになりますのと、この点について、御審議の上において、御考慮を願いたいと存じます。

第六は、改正法案は、特許権の存続期間の延長制度を廃止しておりますが、これも妥当であると存じます。この制度は、大正十年の改正に当つても、運用上適当でない場合が多く指摘せられまして、とかくの批判があつたものでありまするが、今回廃止と決定

るということは、大へん手数がかかることであり、むしろ売り出して、世人の好評を博したものについて、意匠権をとらした方が、意匠考案者の利益になるし、また、そうしたからといって、発明等の場合と違つて、弊害は見当らないからでございます。

最後は、商標法案について申し上げますと、今回の改正案は、商標権の財産的価値を高めようとしておりますのは、経済界の実情に即するものと言わなければなりません。従来の商標法におきましては、商標権は、営業と分離しては移転することができないし、また商標権者が、他人に自分の登録商標を使用させることも認めておりませんでした。商標というのは、特定の出所を表示するものでありますから、これによつて商品を貰う一般公衆は、その商品が、特定の出所から流出していると

発明を区別する建前をとつております  
る現行制度のもとにおきましては、全  
く同一の技術的考案が、型として実用  
新案の出願をすれば、実用新案権とな  
り、発明として特許の出願をすれば、  
特許権となり、实际上、ふつごうを生  
じてゐるのであります。今回の改正に  
おきまして、実用新案権の対象と特許  
権のそれとは、質的な差異ではなく  
て、程度の差になりましたことは、妥  
当であろうと考えるのでござります。

次に、意匠法案について申し上げま  
すと、新規性の喪失の例外の事由  
を——第四条の二項でありますが、例  
外の事由を大巾に認めましたのは、意  
匠の特性に合致した措置として適当な  
ものと存じます。発明等と違つて、意  
匠考案は、比較的簡単でありまするの

が通常であるという考え方でござります。けだし、今日のようすに大量の商品について数多くの商標が使用せられて市場にはんらんしておる状態におきましては、一般公衆は商標によつて特定の出所を知るということは比較的の少い、むしろ多くの場合はその商標对付されてある商品が一定の品質を保持するものであれば、公衆の満足は充足せられ、そうしてその品質の保持は譲受け人の努力によつて十分に保障せられるものである、かように考えられますからでございます。従つて商標権を営業と分離して移転を認めましても、右のような公衆の信頼を裏切ることにならないと存じます。他人に登録商標の使用を認めますると、その商標を付した商品が複数の出所から流出することになりまして、公衆の商標に対する期待が反するのではないか、かような疑いがあるいはあるかもしませんが、商

いう信頼を持っています。その商標権を當業と分離して譲渡することを認めたりまたは他人に登録商標を使用させることを許しますることは、商標に関する公衆の信頼を裏切ることになるから、法律上禁止すべきであるというのが現在までの商標法の根本的な原則であったわけでございます。ところが經濟の発展とともに次第に商標の経済的な価値が高まつてき、従つて一般の財産権と同様に自由に移転をしたりまたは他人に使用させたりする必要性が生じてきたのでござります。しからばこのような経済上の要求に応じた場合において、果して弊害があるかというのに、格別の弊害は認められないといふことで、今回の法律案の採用というごとに至つたと思われますが、私もこれ

ちに驚歎せんから審査の問題が述べられたのでござりますが、これもきわめて重要なことでございます。法律制度に直接関係しない点が多いと存じますが、お二人のお述べになりますが、お二人の心からさよしたことについて、私も心からさようになることを念願するものでござります。

以上簡単でございますが。  
○委員長(田畑金光君) ありがとうございました。

以上で午前中の参考人の御意見は終りました。これより質疑を行います。

質疑をされる方は参考人を御指名の上御質疑を願います。

○栗山良夫君 まず最初に、丹羽先生にちょっとお尋ねいたしたいと思います。丹羽先生の意見を聞かしていただきました中で、一番私として関心を持ちましたのは、要するに、審査をスピード・アップしろということがござ

標の使用を他人に許す場合には商標権者とその他人との間に密接な関係があるのが通常でありまして、法律の建前としては、その他人は商標権者と同様に取扱つて差しつかないと存するのでございます。

以上の理由によりまして、商標権の経済的価値を高める方向に改正するということは適當であると考えておるのでござります。そのほか今回の工業所有権に関する法律案は現行の諸法律のいろいろな点を改めておりますが、先ほど申し述べましたように、いずれも大体において妥当なものと認められますので、私は本委員会においてこれを御可決なさりますよう念願するものでございます。

それから最後に、先ほど丹羽さん並びに斎藤さんから審査の足りる問題が

いました。丹羽先生はこちらの方のいろいろな仕事について学者として御関心をお持ちであります。また、いろいろ実務的なことで今まで御協力をいたいでおることはよく承知をしておりますが、そういう点から、どういう工合にしたならば、ただいまの特許の組織においてスピード・アップができるか、可能であるかどうかといふことですね。口では皆がだれでも異論はないわけであります。が、実際にどこにネットがあるか、そのネットは取り除けるネットであるのか、取り除けないものであるか、そういう点についてちょっと伺いたいと思います。

○参考人(丹羽保次郎君) ただいまのお話でございますが、実は私はこう思われるのであります。が、やはり常道としましては審査官をぶやしていただき促進すべきだと思うのでござります。しかし今の技術は原子力とか、エレクトロニクスとか、どんどん進んでおりますので、新しく審査官をぶやしただけでは、やはり、審査をなさるまでに御当人が御勉強なつて、その道のことに明るくなつていかなければならぬ。定員がふえたからといって、新しく方々から集めてすぐにはいかないと思います。これは何かこの委員会でいろいろ御審議下さいまして、たとえば一時的に外部の人の御助力を願う、あるいはまた特別の臨時措置法のようなものを作つて、今までたまつておるものを作つて、今までたまつておるものを作つて、今までたまつておのものを何か適当な範囲で公告をして、そうして異議の申し立てをとつてそれを審査してやる、何かそ

が、今のたまつておるものだけがクリ

ア・アップされますと、それだけでも非常に楽になるのではないかと思いま

すが、そういうようなことを考えてお

ります。

○栗山良夫君 実はこの間もちょっと

話がプライベートにあったのですが、特許が人材を求めて、今の特許の組織、あるいは特許を含めての国

家公務員の待遇、そういうものから

いって、人材は特許にはいかないだ

ろう、そういう説をなす人がございま

したが、この点はそちらの方の権威者

であられるあなたはどういうふうに考

えますか。

○参考人(丹羽保次郎君) なかなか今

は、実は官公吏の方に行かれる方が学

校の卒業生の方でも少うござります。

大体産業界に行く方が多いのでござい

ます。ですからそういう意味で、特許

院へもなかなか人材が集まらぬという

ことはあるかもしませんが、やはり

技術に趣味を持った方をうまく集めれ

ます。ですからもう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

底しておりますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

がまず多いものでありますから、なか

なか困難だろうと思ひますけれども、

ちょうどと考案しただけで何らかの金を

得るという考え方だけではなく、もう

少し高い理想のもとに発明、考案に従

事していただく、こういう意味からし

て、もう少し発明、考案で産業界な

どは集まらぬことはないと思うのでござ

りますけれども、やはりなかなか困難

なことがあります。技術者が非常に払

出しますので、産業界に行く人

</div

もう切れたものももちろん全部わかれます。ですからこの種類については百なり、ものによっては八百なり千といふものもございますし、非常に少いものもござりますから、それを見ますればいいわけでござりますので、そういう古い公報も全部各地に整備させたいと申しますが、公報がたまりますと実に膨らみます。ところが現在の状態では、特許庁の資料館は約二、三百坪の面積がござりますが、公報がたまりますと実に膨らみます。そこでそれを各他に備えつけることができるようにしたいと思って、今大になつて参りますので、これを何とか新しいマイクロ化しまして、非常に集約してそれを各他に備えつけます。昨年その分類別の目録ができまして、公報が整備されれば出願者はそれを見ればすぐわかるから、前に出ておるものは出さぬということになりますし、出願のむだばかりでなく、研究のむだも省かれまして、過去の技術を見ましても、さらにその上のものを研究するということになりますから非常によくなります。それから審査官の方としましても、大体六五%ぐらいまで拒絶されるのですが、拒絶の理由の大部分が過去の公報に載つておつた、あるいはそれに類似だというので拒絶されるのですから、むだな審査をしなくとも済む。ですから審査能力もふえるということになると思うのですが、今後はそういうふうになつて参ると思います。それから先ほど木戸さんのお話されましたようなつまらぬものが特許になるという問題は、今度の改正法によりまして、特許の進歩性といふものが特許をされるかどうかといふ問題で、それが審査の重大なるけじめ

めになりますて、そういうものは拒絶されるということになりまするから、今のような問題は片づくのではないか、というふうに考えております。  
○栗山良夫君 ますその申請者と役所の中では一番重要な役割をされるのは直接受明、考案の権發という点では発明協会の方でおやりになる、今これはお尋ねいたしまして、そういう努力をなさつておる点はよくわかりました。効果が早く現われることを期待するわけですが、問題は弁理士会も、これは一番直接の窓口でありますから重要なのであります、今までおとりになつてきた態度というものは今伺いましたが、そういう態度でずっと御指導願つてきましたにもかかわらず、今日の状態になつてはいる。そうすると、これで改善しようと思うと、さらに今までの御努力を頗つたことでは、なおかつ何か足りない点があるのではないか。今御説を伺つてある点だけ将来にいければ、今までと同じことがずっと繰り返されるだけのことですから、何かそこに足りない点がありわしないか。この点について、何か木戸さんとして、そういう心がまえでいくのはいいのだけれども、こういう点があるので、この点を改善すればもっとよくなるのだ、こういうふうな点があるならば、ちょっとお示しを願いたいと思います。

行法はいわゆる型説と申しますが、構造というものに重点を置いておったのであります。が、今度の改正法案ではいわゆる考案、発明の程度の低いものは考案でこれが実用新案である。こういうふうになつてきておりまして、これが審査の、現在の審査の段階におきまして、審査官の方々がそういう頭であつて、現在審査されておるんぢやないかと、私はこう考えるのでござります。これはまだ新法が施行されないのでですかから、そういう考えで御審査をなさると、いうことは私はどうかと思うのでござりますけれども、これはまあ新法に慣らして、そういう考えで順々新法になれていくということかもしませんが、とにかく実用新案と発明、その発明のいわゆる程度の低いもの、あるいは考案説、考案といふことで判断されているように私ども考えるのです。それで従来こういう構造のものであつたならば、実用新案ならば許可になるというようなものは、いわゆる考案になりますというと、考案的に似ているから構造がちつとは變つておつても、従来許可になつておつたものが拒絶される、こういうようなことで、非常に審査が辛くなつたと申しますか、わかりませんが、私はまあそういうような考案が非常に強いのではないか、考案最近の拒絶の多いのは私はそれに起因しているよう考えるのですが、今回いるというふうな見方が非常に強いのではないが、こう私は考えますので、さんがお話しされましたように、そういう点はあるいは解消されるかもしれません、が、私どもいたしましては、

これはもう今御質問のありました通り、事前に調査して慎重にやる——これではいつまでたっても同じじゃないかということになるかもしませんが、私どもいたしましては、どうもかから出してくれというようなことをしばしばあるのでござります。それよりほかに道がない。依頼者が金はかかるてもいいから、だめになつてしまふことがあります。私どもとしては、大いに資料を集めまして、資料の調査のしやすいような仕組みにいたしましたが、そういう方面に努力いたしましたが、私どもとしても、非常に多い、何%でしたか、六五%ですか、とうふうなことは私はそこに海正されようとする考案、そういうふうなお考案で審査されているのではないことを、私は特許院から参り用新案の考え方でなくて、これから正されようとする考案、そういうふうな考案で審査官のお考案が従来の現行法の実用新案の考え方でなくて、これから正されようとする考案、そういうふうな考案で審査されるのでござりますと、そういう印象を非常に強くするのでござります。

公告決定をしなければならぬといふよ  
うな法制的ないき方を考えられたいと  
いうことを強く強調せられたわけです  
が、これについては私ども実質的には  
全く同感なんでありまして、今日のこ  
とく非常に審査がおくれるというよう  
なことは、もはや特許庁のあり方と  
いうものと世間とは遊離してしまうと  
いうような声すら非常に強いのであり  
ます。従つて今回工業所有権関係法を  
いろいろ改正するけれども、審査の促進  
が徹底的にできなかつたならば開設点  
を失くのだという声は非常に強いわ

○ 参考人(斎藤鑑君) 具体的に何人というお話をございましたが、これはなかなかむずかしい問題で、これはむしろ特許庁長官も出ておられますので、その方の御意見を御尊重願いたいと思いますが、先ほど栗山さんもおつしやいましたように、審査官を増員するという問題は、数だけの問題ではないのです。ですが、そこでございまして、審査官は、技術がますます高度になって参りますれば、むずかしい問題と取り組まなければなりませんので、審査官の教育の問題もございます。それから一年に何百人ふやしたからといって、すぐ翌日から審査が早くなるというわけでもございませんので、なかなかむずかしい問題。それからやはり待遇の問題が非常に響いておると思いますので、これはやはり審査官は特別の扱いをいたしまして、優秀なる技術者が普通の官吏と違つて審査官を希望して入るという制度を――これはやはり日本の産業全体を進める上からいけば、金額なんかは相当張り込んでいただいてもいいと思う。そういう制度をとつていただきながら大学なんかは入学すると同時に就職がするところによりますと、ある工業の大学なんかもつて、何と言いますか、アルバイトとどうのか何と言うのか知りませんが、金を出すという会社社員もあるという技術者の取り合いで、なつておる実情ですから、普通の官吏の採用制度をもつてしては、優秀な審査官は集まりっこないと思うのです。そういう制度を特別にお考え願いたいと思いますから、その点特にお尋ねしておきたいと思います。

それから一年以内に公告決定しろといふような法律がかりにできたといたしましても、これを実行するのにまさか罰則といふわけにも参りませんでしようし、これが空文に終つてしまふのではむしろ作らない方がいいのです。その点は今私に何人かやすうといふて、そういうふうな審査官をふやすということが相当確実に実行できる御質問がございまして、それには的確も、これはだめだと思うのであります。その点は今私に何人かやすうといふて、そういう両建でなければ、法制化しても、これはだめだと思うのであります。その点は今私に何人かやすうといふて、それは特許庁の方でも十分御研究だと思いますから、これはこの特許法改正で、今豊田さんからお話をありましたように、その最も大きな問題は審査を早くするということが特許制度自体の重大問題でござりますので、抜本的にその点は法制と予算とがマッチして、実効が上の方法を一つ政府とお考えになつてやつていただきたい。で、具体的に御指示に従つてここで何人という点を今すぐ申し上げられないので、まことに残念でございまして、御期待に沿わない答弁でまことに申しわけございませんが、その点はお許し願いたいと思います。

するにそういう条文を設けること、これは他の法令には幾多最近は例のあることでありまして、三十日以内、あるいはものによっては三ヵ月以内に認定されなければならんとかいうような立派な条例は多々あるのは御承知の通りでありますから、これは立法例としては何をむずかしいことはない。ただそれが会員の実情から見て果して適當であるかどうかという見通しを、専門的な立場からお尋ねしておきたいということであればあります。この点は重ねてお尋ねしておきたいと思いますが。

それからもう一点は、木戸さんの方にお尋ねしたいのですけれども、先ほど村瀬さんから確認審判と解釈の問題につきまして御意見の発表がありました。木戸さんのお考えとは違うわけですが、ありますから、要するに解釈でいいってふつたのでありますから、これに対して木戸さんのお考えはどうでありますか。どうぞお尋ねをしておきたいと思います。

○参考人(斎藤謙君) ただいまの農山漁村の御質問に対しましても的確なる御回答を御返事を申し上げられることはまことに残念であります。それが、一方法といたしましては、審査官の権限をふやすと同時に、ある程度のものは、ただいまの特許制度は一部審査主義と公衆審査主義と併用しているわけですね。公告制度というのは公衆審査主義なんですから、一部審定的にでもある規定の期間がきたものは荒審査で公告をなすというような方法は考えられるのです。公告制度というものは公衆審査主義なんですかといふに思いますので

すがね。こうするとまたいろいろ弊害がある。これが起ると思いませんけれども、先ほどの羽さんのおっしゃったように、現在たまっているものを片づける暫定措置だけをしましても、そういう方法をとつて審査である程度のものは公表して、ここで大衆審査にかけて審査の決定をするというような方法をとれば、法廷審査ではある程度効果があげられるのではないかというふうにも考えておられます。どうも的確な御返事ができませんのは大へん残念でございますが、そん点どうも……。

○参考人(木戸伝一郎君) ただいま解釈の御質問でござりますが、私ども弁理士会で要望しておりますが、特許法では七十一条にたゞこれ認められ、この解釈は今回の法条は、特許法では七十一条にたゞこれあるだけでありまして、権利の技術的な範囲について争いがあった場合にあるいはこのものはこの権利に入るだというふうな、権利侵害の問題がきたような場合に、特許庁に対し裁判を求める。この場合に、この法文からいたしますると、單独でもできるだけあります。その場合に、これは必ず権利侵害の問題は、相手方がある一方的に解釈を求めて、相手方を止めることはほとんどないといつてもろしいと思われますが、その場合に、せんじで、解釈が出来ました場合、それが解釈を得ました方が非常に有利ありますれば、これはそれでおさまるかも知れませんが、自分に不利であつた場合の問題でござりますが、この

と荒らすがために、その御當人は承知しないだらうと思うのであります。しかしもそれについて審決に誤りがあり自分が不服とするならば、最高裁判まで行かれる。こういうような道が講じられておりますならば、最後まで参りまして判決が下されますれば、なるほどどういう慎重な公正な手続きによって、こういう判断を得たのだから、これはもうやむを得ないとして、事件は落着することと存じますし、また実際そういう事例がほとんどでございます。

さらには技術問題といったとして、先ほど申しましたが、裁判所あるいは検察官におきまして、この特許官における審決というものを非常に重要な視されまして、判決をなされます裁判官の心証の形成に重要な影響を与えております。検察官におきましても、事実告訴がありまして、起訴するか不起訴するかというような場合に、確認審判が起きておりますと、その審決を待つてやる。あるいはこれは解釈でもできるじゃないか。それはそれによつてなさることは、これは裁判官も検事さんもできようと思ひますけれども、解釈と確認審判とは全然その構成が異りまして、解釈におきましては、確認審判におきますような公正な慎重に行います組織が、組織と申しますか構成と申しますか権威と申しますか、比較しましたときには、そういうものがこの法文から申しますと全然欠けておりますので、審決と解釈というものの力と申しますか権威と申しますか、比較しましたときには、そういう公正な慎重に行なつた、慎重に行なう制度のもとで

こういうふうに考えるのは通常だろうと考えるわけであります。確認審判で審決を受けた場合には、解釈よりは事

実上大きな効果がある。まあ力と申しますか威力と申しますか、確認審判の

○島清君 丹羽さんにちょっとお尋ねしたいんです。スピード・アップの問題にも非常な影響が出てくるんではないか、かのように考える次第でござります。

始的な形で審査されておるという趣を見まして、私は、何か一つ科学的な方法でもっと迅速にやれるような方法はないものだらうか、外国の例は一体どうやつてあるんだらうかというよくなこ

なくちやいかなと思います。そうして先刻の、促進のさああたりの問題といたしましては、先刻藤巣さんからお話をありましたが、とまっているものをどうかしてスピードアップしていく

御審議を願う方がいいのじゃないか、私はそう考えるわけでござります。  
○島清著 木戸さん、齋藤さんにお尋ねしたいのです。あなたたちは民間人としては直接関係いたしたわけでござ

審決の力と、いうものがそこに發揮されるのではないか、かように考えます。で、解釈の場合には、今のような法条で参りますると、確認審判の制度のようにこの法文には慎重公正に行うような規定が盛られておりませんので、解釈を受けました者は、私は必ず裁判所に確認の訴えを起すだろうと考えるのであります。が、その場合に、先ほど申しましたが、裁判所におきまして、そういう技術的の、高度の技術内容を盛つたことを判断せられます資料なり、あるいは判事さんがおられましてやられますならば格別であります。が、現在の状態におきましては、かような裁判所はまあほとんどないと存りますが、ただ、私どもがやっておりまする特許庁の審決に対します審決取り消しの出訴とか、東京高等裁判所が今管轄でやつておりますが、東京高等裁判所におきましては、やはり特許庁の専門の方々を調査官とされまして、そういう方の調査されました資料をやはり検討されておるような状態であります。そういう技術的の判断をされますが、裁判所でも各地にございまして行いますならば、けつこうと存じます。が、その点について、解釈では、私は、そういう権利範囲の判断についての公正妥当な結論を期待できないと考えます。従つて、今回の改正法案によります解釈では、とうてい現行法の確認審判の審決ほどの力がない。従つて、解釈の場合には、今のような法条で参りますると、確認審判の制度のようにこの法文には慎重公正に行うよう

題ですが、私たちがこの改正法案を示されてから、いろいろと専門家の人に話を聞いたり、そして私たちの感じからいたしますというと、この第一条に盛られております目的を達成するには、まず、法制上の問題を取り上げるべきであるか、それとも特許庁内部の審査のスピードアップを早急にはかるべきであるかどうかということころの、この二者のどちらに重点を置くべきかやならないかということを判断するといったしまするならば、むしろ特許庁内部の審査の促進をはかることが、今、この改正法案よりも先決さるべき問題じやないかと、こういうふうな感じを率直に受けるわけであります。これは政府に後日聞く部分は多々ございまするけれども、あなたたちのような立場にあられる方が、すなおに率直にどういうふうにお感じになるかということは、栗山君の質問に対しての御答弁があつたわけでありますが、私たちも門外漢なりに、特許庁内部の窓口から最終決定がなされるまでの多段階の工程を見せていただいたわけでございますけれども、私は、その多段階の工程の中で、今日、電子頭脳であるとか、すべての作業にオートメーション化が実際に適用されておる時代に、特許庁の内部にそれに類するような科学的な工程が非常に少いということを見まして、次は驚いておるわけなんですが、これはまあ、そういうふうに、言

とを痛切に感じたわけなんでございま  
すが、そういうような面で、もつとある段階においては、科学的に審査をするというような方法がとれないもので  
しょうかどうか、その点について。  
○参考人(丹羽保次郎君) ただいまの御質問でございますが、私は、やはり特許庁の方で審査を促進していただくようなことにつきまして、いろいろ改善していくたまごとがあろうと思うわ  
けでございます。ことに今のお話のオートメーションなどは、これはやは  
り、いろんなものの整理とか、過去に  
どういうものがあつたとかいうような  
ことがすぐに伝票に出るようなふうに  
しなければいかぬと思ひます。こうい  
うようなことは、やはり少し機械化  
をいたしまして、ある種類の出願が  
ございますすると、それに関連したもの  
は全部すぐ出るというような組織は、  
日本のどこでも発達しておりませんの  
で、そういうことをやることが非常に  
必要だと思いますが、ただ、審査の基  
準で、これが特許すべきかどうかとい  
う判断をするには、あくまでやはり審  
査官の主觀と申してはいけませんが、  
お考えが多分に入ると思いますので、  
それを機械的にやるということは  
ちょっとできませんので、そういうこ  
とになりますと、審査官の質と申しま  
すが、有能な審査官を置いていたま  
とか、あるいは審査官の質を向上する  
ということになるのじやないかと思ひ

く、そういうふうに出席の方法をやつしていくというのならば、それほどでもないと思うのでございますが、戦争中に長らくとまっておつたのが外国からどつと来たとか、あるいは戦後急に技術が進歩いたしましたので、たくさん出願があるというので、ずいぶんたまっているのが、おくれる大きな原因をなしているかと思つておりますので、これはいろいろ御審議願います。さて、何かやはり臨時的な措置でもそればいいのじやないかというふうに私は考えております。

それから、今のそういう促進の問題とこの改正案の問題との関連性でござりますが、促進はどんどん十分やつていただかなくちゃいけませんが、そうかといって、特許法でのきました改正案を、いつまでもほつておくのはどうかと思うのでござります。先刻も申しましたように、日本の特許法はすいぶん長らくの間そのままになつておりますして、その間に科学技術はずいぶん進歩してしまつたものでござりますから、何かそれに合うような改正をしていただくということは、一刻も早くしていただき方がいいのじやないか。たとえば今度の改正案についてでござりますが、原子核によつてできた物質の特許、あれをどうするかというようなことは、しごくあいまいでございますが、ああいうようなこともございますので、やはり促進と同時に、改正の方

いますが、この法案の策定に当りましては、通産省が最終的な決定をして、そうして国会に提案をするまでの期間に非常に時間がなくて、あなたたちの民間の内部関係者に十分に検討してもう急ぐ必要はないのじゃないか。そのことは、どなたかでしたか、その公布と実施の期間を相当長時間置いてもらいたいという御意見の開陳があつたわけでありまするが、それが、しかし、皆様方が伝えられているように、そういうふうに今でもお考えであるのか、この点について十分に皆様方はこの法案を研究し検討されて、そして、内閣の皆さん方がこの法案について十二分な研究の結論を持っておられるかどうか。この点についてお聞かせをいただきたいと思いますことと、それから木戸さんの御意見の中に、この許可という文字は非常に不適当であるといふふうな御意見の御開陳がございましたが、何か私もそういうふうに考えます。そこでこの改正法案の中にもうなんでございますが、頗るといふ言葉もあるわけでありまするが、どうもやはり頗る悪いということは官に対しても願い出をする。ですから全体の思想の中に官尊民卑といったような思想がね。そうかと思ひますると、届出といふ言葉もあるわけでありまするが、どう

ますたかに短いのよ。わけ

なま 今回上程されまする商標法案につきましては、今までの案を最終案と実は思つておりますが、その最終案と比べますと、今回の方はまた非常に變つております。これまた、最近数日前にいただいたものでありますして、十分な検討もされませんが、しかししながらこの商標法案中には、私どもの弁理士会が要望いたしました事項がいろいろ取り入れられておること、これは私ども大へんありがたいと感じておる次第であります。御質問のように、そういう検討いたします時間が短かかつたように私はその点は考る次第でござります。

それから次の第二点の許可でございますが、従来登録といったものが許可になりますし、どうも許可という言葉では、今の御質問にございました通り、官尊民卑の觀が非常に強いんじゃないのか。これはもう私ども弁理士会では皆さんそういう意見でございますし、あるいは民間のこういう発明関係の団体であるいは民間のこのうえの意見の方も同じような御意見だらうと私も考えておる次第であります。が、実はまだいまの頼いも官尊民卑の觀念が強いたんじやないかと、こういう御質問でございますが、私どもの弁理士会におきましても、なるほど頼いということにつきましても、申請あるいは届出といふ方が適當じゃないかという議論も出たのでございますが、会の意見といふことにしましては、とにかく許可というのだと

従来通りの登録ということにやつていては、はどうしても困る、これだけはせひただきたい、これにつけ加えて申請されるのは届出という議論もあつたのでございますが、やはりそこまではと、実際は許可という字だけはどうしても困る、官憲民庫の觀念の強い言葉を入れられては困ると、従来通りの登録でやつていただけないか、こういう意見が全員一致といいますか、ありまして、総会にかけまして決議されまして、許可を登録と直してもらいたい、こういうことに相なった次第であります。ただいまの願いにつきましても、やはりそういう意見は会の中にはございまして、それを御報告申し上げます。

名前の問題もあるけれども、いかにも権威がないのじゃないかということなんで、そこにある程度の権威をつけるという意味で、合議制あるいは除斥、忌避というふうなことを入れて、そして権威ある解釈ということで解釈に権威を持たせる、ただ、いまそいう解釈に権威を持たせるために、合議制とか除斥、忌避を入れてやるということではないものかどうか、その点どうですか。そうして不服という問題となると、どっちみち現行法でも不服の問題は別だが、ただ解釈というものを一方的にぱたっと解釈されればいかにも権威がない、こういうことが心配だから、何か権威をつけるために、合議制なり除斥、忌避というものを入れるということは、あなた方としてはどうお考えになるか、それを一つお聞きします。

存続していただきたいと言ふべきで、御了解いただきたいと考えるわけです。

○小幡治和君 それはあなたの今の立場としてはそうかもしれません。

村瀬さん、村瀬さんは法制的にいろいろ権威のあられる方だと思うのですが、そういう意味で、たとえば今不服というか、確認審判ということになつていいかないで、今言つたある程度解釈というものの権威を与えるという意味のもので、解釈というふうにしていくことは法制的にこれはよろしくうございますか。

○参考人(村瀬直養君) ちょっとと今この解釈の問題について、いろいろ御討論ございましたが、現行法でも権利範囲の確認の審判というものの効力がいろいろ議論があるんです。それで、これは決定的のものであるかどうかであるか、結局性質上は鑑定に類するものではないだろうか、従つてこういうふうな重要な制度についていろいろ議論のあるようなものを置いておいては適当ではない。それで今木戸さんが仰せになりましたように、解釈というといふ御の問題であるとか、あるいは攻撃、防御の問題とか、あるいは点については十分そちらの方で確保して、解釈というものについての権威を得ないのでございますが、個人的にいろいろ考へもありますが、私の今の答弁というのは、立場上やはりこの線で御了解いただきたいと考えるわけです。

とにかく法律の性質はつきりしないものを感じるといふことにすれば、とにかく法律の性質はつきりしないものを感じるといふことにすれば、どちらが正しいか、それで他方面において、何を残しておくといふよりもいいのじやないか、それを何か是正をする道はいろいろある。軽くなるというので弊害があれば、それも何かは正をする道はいろいろある。じやないかと私は思います。

○小幡治和君　村瀬さんにもう一べん伺いたいのですが、村瀬さん、審議会で商標部長もやっておられたので、審議会過程でのいろいろな御研究もあつたと思うのですけれども、商標法案におきましては、これは登録という言葉になつておるんでござりますね。そして実用新案法典では許可といつていらっしゃる。その点われわれとしてちょっと全体を統一して考えて少しおかしいんじゃないかという気もいたしますが、その点一つ御意見を承りたい。

○参考人(村瀬直整君)　この意匠等についての登録の問題がいろいろ出ましたが、これを実質的にはつきり申し上げますと、現行法の登録という意味は二つの意味があるのです。権利を与えるというのと、事実を記載する、それが同じ登録という文字で現わされております。どうも適當でない。そこで二つの性質の違うものをはっきりする意味において、言葉をえたといふことだらうと思います。ただ問題は、許可というと、先ほど木戸さんからもおつしやつたように、いかにも自由裁量のにおいがするといふ御質問でございましたが、この法案全体から見ると、一定の要件があさがっておれば必ず許可しなければならない、権利を与えるのだから許可をすることと、決しましたが、この法案全体から見ると、一自由裁量で措置をするといふ意味ではないと、かように考るのでござい

ます。で、問題は、要するに同じ登録という字が使ってあっても、実体の違っているものを同じ言葉で表わしているということは適当でない、そういうので違った事柄については違った言葉にして表わすということにいたしましただけの問題だろうと、かように考えております。ただ問題は、いかにも許可という字が使つた事柄については違った言葉にして表わすということにいたしましただけの問題だらうと、かのように考えております。ただ問題は、いかにも許可という字が使つた事柄においてはもう少し許可よりも程度の進んだ言葉があれば、それを使いになることは適當だらうと思います。ただ問題は、許可と言つても、決して先ほどから論じられておりますように、自由に許したり許さなかつたり勝手であるという意味の許可ではないと、私はそういうふうに考えます。

○小幡治和君 斎藤さんによつとお伺いいたしますが、木戸さんは商標法の二十四条の点で、日刊新聞で公示するということになると、権利者の負担を増すというふうなことを言われましたが、これを公報なり官報なりすることにしますと、周知徹底というものが可能なかどうか、その点一つ御経験者の団体としてどうお考えになりますか。

○参考人(斎藤肇君) これはまあ新聞でも、その出方の問題で、大きく出れば、それは周知徹底するでしょうけれども、小さく三行ぐらいのところへ出たのでは徹底しないという問題もありますが、一般的にはやっぱり日刊新聞の方が、官報よりは——まあ政府で発行しているのをこう言つちや悪いかもしませんけれども、周知徹底はす

と思うというふうに一般的には考えられると思います。ただ、費用がかかりますのですから、おそらく木戸さんの御意見はそういう費用上の負担を商標権者にさせたくないという考え方だらうと思いますが、周知徹底の点だけからいえば、やはりそれは日刊新聞の方が官報よりは……。それから特許庁公報もございますが、特許庁公報は、見るのは専門の方とか専門の会社、特許に関する方はもちろん見ていられますけれども、商標の対象になるいわゆる一般需要者の方は必ずしも特許庁公報は見てないというふうに判断しているべきが適当じゃないかと思います。で、公示――知らせる意味からいえば、やはり費用の問題は別にいたしますれば、日刊新聞が、普通の新聞紙でございますね、この方がいいのじやないかと考えております。

申しましたのは、出願からやるのがないんじやないか。というのは、やはり発明というのは、そのときに生まれまして、それからある年の間まあ社会の福祉に貢献するわけでございますから、特許の審査に要する期間が二年とか三年とかでありますれば、現在の出願公告からそれをとらえてやれば、また同じ効果になる。そうしてまたあやふやな特許ほど出願審査の時間が長くかかるように思うのでござります。そうしますると、今のままだというと、あやふやな特許で、それが幸いにして公告になりますると、それから十五年といふことになり、非常に長く権利が存続する、過去にそういう例も経験しておりますようでございます。そうしていい特許を早く、りっぱな発明を早く審査が終りまして公告期間とされまするか、あるいは最後の存続期間の切れる日は非常に早くなってしまうというので、そういうような矛盾もありますので、まあ出願期間からやるのが一番公平じゃないものならだれが見てもいいのですか、私個人の考えなんでござります。これはいろいろ御意見もあるようですが、つまりほんとうにいいものならだれが見てもいいのですから、すぐに特許になる、それから十五年というので……。それから十五年じゃありません、存続期間から出願期間を引いただけでござりますけれども、有効期間が長くなるということになるわけであります。そういうふうはそれともちよど折衷のようになつておられます。ちょうど五年以上かかつた

のは十五年より短くなります。五年ということになるのでござりますが、これは現行法よりは一步前進していると思うのでござりますけれども、個人といたしましては、まあ出願からやる方がいいのじやないか、これは審議会のときにもいろいろ御意見があつたことと思いますが、私としてはそういう……。

○上原正吉君 それから木戸さんにつお尋ねしておきたいのですが、権利請求、権利確認審判を求める、確認審判という言葉ですね。いかにも権威のあるような言葉ですが、実際としては今まで確認審判という言葉が使われていたにかかわらず、村瀬さんのいうように、まず権威ある鑑定ということにしか実効は上っていない、法律上もそういう実効しか取めていないと思うのです。そう取り扱われていると思うのですが、確認審判という言葉があり過ぎでない私には思うのです。もちろん解釈というのも適当な言葉じゃないと思います。内容は村瀬さんのおつしやるような、つまり専門的な審判というか、裁判というか、鑑定というか、判定というか、そういう技術的専門家の解釈というものが第一審的な効果を上げるということは必要じゃないかとも思っているわけなんですね。それは解釈という言葉が用いられようと、確認審判という言葉が用いられよう、内容次第であって、言葉によつて左右されるものじやないと思うのです。そういう意味で権利範囲の確認審判ということをどこまでも弁理士会としては固執されるのかどうかといふことを、きょうでなくともけつこうなんです。個人の御意見はさきほど小幡君

ありがとうございました。

二時十五分まで休憩いたします

午後一時二十九分休憩

午後二時三十五分開会

○委員長(田畠金光君) これより商工  
委員会を再開いたします。

委員の変更について御報告します。本日藤原道子君が辞任され、

根登君が選任されました。

○委員長(田畠金光君) 午前に引き続

き工業所有権関係法案について 参考  
の方々より御意見を拝聴いたしま

参考人の方々には御多忙のことろ當す

委員会のためわざわざ御出席下さいま  
して、厚くお礼申し上げます。

これより順次御意見をお述べ願いたいと存じますが、御発言に当たりまして

は、問題の範囲内で忌憚なくお述べを願ふた」と存じます。なお一人十五分

以内でお述べを願い、参考の方々の御発言が終つた後委員の方々の質疑

御美言が絶一たる藝術の力への覺察に入ります。

ます五歳参考人からお願いいたしました。

○参考人(五藤音三君) ただいま私どもの団体東京発明産業振興会の要望書

を御配付申し上げたと存じますが、これは実はこの団体の意見として御要望

を申し上げたものでございまして、私

と全部が同一の意見ではないわけあります。きょうは玄々日本の中小企業

の代弁者としての立場から意見を陳述

きせでいたたきたいと有する次第でござります。

じ創作権でござりまするところの著作権が、登録は無料でありまして、権利者の死後三十年も保護を受けておるのに對比いたしまして、物と文章、その他の著作ととの差はございません。するけれども、権利者案がはなはだ現状におきましても保護が薄い、こういふうふうに考えられないことはないと考えるのであります。そういうことから申しますと、ぜひともこの料金の値上げということは御考慮を願いたい次第であると思ひます。

次に無効審判における除斥期間の廃止の問題でございますが、これも歐米先進国の工業所有権法の精神にならつて一つの進歩をして、筋の通つた法律としてお作りになつたということはよくわかりますけれども、戦後の混乱経済がいまだほんとうの安定に達しておりません国内の現状からいたしまするならば、何といたしましても特許権の安定ということが、ことに中小企業などがこれを実施するに当りましては、資本的導入の面におきまして不可欠の要件でなければならぬと思うのであります。これが全期間にわたつて棄損をせられるという心配がありますことは、はなはだ権利の弱化のような感じを深くいたしまするわけであります。これは現行法通り除斥期間がある方が、少くも現在のわが国の事情のもとでは適当ではないかと思われるのあります。もつとも今度の改正法におきましては、外国文献等の問題によつて除斥を求める場合は、現行法と同じような五年間の期間が過ぎますと

Digitized by srujanika@gmail.com

いか、こういうふうに逆に考えるものでございます。で今日、日本の工業所有権の中でも重要なものは、外国人の特許が非常に多いことは御承知の通りであります。で、ことに化学工業に関する特許その他の工業所有権におきましては、その全部門の特許数の七〇%程度を占める外國特許が国内に横行をしておるという感じでございまして、外國では公知の事実であっても日本人が全然知らないということによつて、これが逆に保護をせられるということは、現状においては日本の国内の産業が圧迫を受けるということがむしろ多いのではないか。こういう現在の改正法の趣旨を逆にいたしまして、国内では現行法のように保護をしていただき、外国文献等については逆にこれをはずしていただき。これは日本の権利者がマイナスになる面ももちろんござりまするけれども、プラスとマイナスを差し引きますとプラスの方がより残るのでないか。まあこういうようなことが考えられるのでございます。で、まずは審査の促進を所期せられるために、いろいろの諸施策がお考えになられておられることがあります。これらと同様に、料金の増徴といったようなことも出ておるのではないかと思われますけれども、審査の促進に関しましては、その資料の整備とかあるいは出願書類が審査官の手元に届くまで工夫によりまして、相当の効果を上げることができるのではないかと思われます。次第でござります。現状におきましては、出願書類が審査官の手元に届くまでにすでに数ヵ月を要するという場合も

時間が必要なこともよくわかるわけですが、これが実施できるように一つ、十分な御審議を迅速におやりいただきたいと思います。今回の国会で十分な審議の尽せない、いうふうな場合には、国会の方の手続等私よく知りませんけれども、今国会で十分な審議をなさり、足りないとほらはまた次の国会に継続審議というふうなことができるならばそれでもけこうでございますので、できるだけ早くこの法案が実施できるというふうに、一つ御努力をお願いしたいというのが第一の希望でございます。

で、今申し上げましたように全般には非常にけつこうで、われわれとしては、この法案の実施を待ち望んでるということが言えるわけでござい、すけれども、それではすべての点にして満足であるかということになりますと、いさきか、せつかくここまで上げたものである以上、さらにわれに役立つ、不便の除かれたというような法案にしてほしいと思うのは、ども実際この法案の影響を特にこうする立場から強く申し上げたいのですが、いまして、そういうふうな点につきして一つわれわれの声をお聞き取りただいて、適当な修正を加えていた上で、なるべく早い機会に実施機会がきてほしい、こういうのがわれわれのいつわらざる気持でございます。

ではどういう点について修正がわれとしてほしいのかということにきましては、すでに特許、実用新案意匠に関しまして、それら法案に対するわれわれの要望書というものをお元に差し上げております。商標関係

に手す、つれ。れのだいままむふわせまつまいし的 うう手つよこ会議ともどなにじ

通じて各委員の皆様に御配付申し上げておりますので、それにつきまして一つお考えをいただきたい。相当種々の点がござりますので、それを一つ一つここで説明いたしますと、相当な時間をいただかないとできないわけでございますが、理由をつけまして修正の要望を羅列してござりますので、ここで述べませんでも、それらの要望に書いてあるものはすべてわれわれの相變らす要望を欲しておるのだ、というふうにお考えの上で御検討願いたいと存じます。その要望の中にもいろいろ、あるいは担当の特許庁の御運営でわれわれの希望のかなりの部分が達せられるという分もあるかと思うのでござりますけれども、やはり本法の方でしっかりと規定をしていただくと、われわれの要望に沿うよう規定をさせていただくということがぜひ必要なものもあるわけでございまして、それらの点ちょっと項目だけでも申し上げてみたいと思いますが、大体昭和二十六年から審議会で十分な討議をいたして、その答申が出ておるわけですが、さいますけれども、かなりその答申と違つておるような点が法案としてでき上っているのでござりますけれども、審議会の答申が必ずしもすべて当を得たというものばかりでもないかもわかりませんし、いろいろな事情でそれが後に修正されるということもけつこう、またやむを得ないということもござりますけれども、一応各界の學識経験者等が集まりまして、十分な時間をもつて答申をしたわけでございますので、よほど特別の事情でない限りは答申案の線に沿うというふうな法案であつ

うわけでござります。で、そういうふうな考え方で要書ができ上つておりますので、また答申に合致しておりますのも、今度は実務的にわれわれ考えまして、やはり変更していただきたいというものの二、三はございますけれども、ような次第でございますが、たとえば特許法関係、これは実用新案、意匠、含めての三法の要書として差し上げましたもののうちでございますけれども、要旨変更の問題として掲げております問題、あるいは実用新案の存続期間の問題、それから今前の参考人が述べになりましたけれども除斥期間、これは私どもとしてはやはり現行法の欠点を非常に感じておりますので、今一度の改正法案のようにしていただくことになります。

それから利用関係にある実用新案と特許、あるいは特許と意匠というものの権利使用の関係であるとか、そういうふうな点について特に私ども強く感じて要望書を出しましたので、その点を御検討いただきたいと思います。

それから商標の方に関しましては、なおその商標の要書の方に三番、二番、七番という符号をつけてございまして、それを一つ御検討いただきたいと存じます。

それからさらにつけ加えて申し上げたいことは、前の参考人のお話にもございましたように、庁の予算といいますか、収支の関係につきましてわれわれ考えております点がござりますので、これは要書に書いてございませんのでここであらためて申し上げます。と申しますのは今、特許庁が黒字になつておるということ。大体特許庁のこと

黒字であることが必要だという理由が何もないわけでございまして、赤字でけつこうである。かりに、もし黒字であるならば、そしてまたさらには、上り下りの点線でござります。さりとて、ほしいわけでございまして、一つの例を申し上げますと、現特許庁のためにあるいはわが国の技術振興という意味で、さらに有効に使えるということであつてほしいわけでございまして、それを買入るために予算をとり、在特許庁の資料館に最近の英國の特許明細書が數十万部欠少になつております。それを買入するために予算をとり、うといふような御計画があつたかのことを聞いておりますけれども、それがとれていないといふなこいつことは、大体そういう英國の特許明細書等には相当重要な発明が書かれてあるに違ない、それに對して日本の國民は全部目を閉ざされて、つまりめぐらにされておるといふようなことで非常にわれわれとしては大きな損害であつて、なるべく早くにその資料を取り寄せて世界の一般の人の人々と同じようになつて、次の説明をするなりあります。いいろいろ手を打つということが必要であるにかかわらず、黒字を持つておる特許庁がさらには、上り下りの点線でござります。さりとて、ほしいわけでござりますけれども、

法案 자체가いかほどのほんとう性を持たないとしても、これが実際に表われなければ何よりもならぬわけでありまして、そういう意味でもやはり資料を充実するとか、あるいは人員をさらに充実するとかいうふうにして、非常に大きな件数が現在審査中ということで数年間あなたにためられておるというふうなことが、今後できるだけ早い機会に解消する上に一つ御努力をいただきたい、こう考えるわけでござります。

さらに審査基準を上げて特許に於からざるもの、あるいは登録になるべからざるもののが登録になって独占権を持つ、それが第三者に非常に困った影響を与えるということのないようやく必要であつてただ審査を促進させめて悪いものがどんどん登録されると同時に審査の基準も高めていくというふうなことがないよう、迅速化すると同時に審査の基準も高めていくということが必要じやないかと思うんですが、そういうふうな、特許局としてのこの法案を実際に効果あらしめるための諸施策を十分に考えて実行していただきたい。

またわれわれの大半の発明であり考案であるというようなものを出願して審査をお願いし、またいろいろな係争問題について的確な判断をしていただきたくためには、審査官、審判官はわれわれの信頼し得る方でなければならないわけでございまして、ただ人の数を多くせばいいのだろうということで、その審査官、審判官として必ずしも適でない方が頭数だけふえるということでは困るということもございますので、そういうふうなことにつきましては、審査官、審判官の資格を法定するよ

○委員長(田畠金光君) ありがとうございます。  
さいました。  
次に君嶋参考人にお願いします。  
○参考人(君嶋武彦君) 私は、中小発明事業家をもつて組織しております。日本優秀発明振興協会と、多数の水産機械発明事業家を構成員といたしておられます。日本水産機械工業協同組合を代表いたしまして、中小企業発明事業家の立場から本法案に対し特にお願ひしたい点を申し上げます。詳細はお手元に要望書を差し上げてありますのでそれをごらんいただきます。  
われわれ中小企業発明事業家及び個人の工業権等、その出願件数は数においてわが国の工業所有権の主要な部分を占めておるばかりでなく、質においても、大企業の発明は一般に改良発明が多いのに対しまして、個人及び中小企業の発明中には画期的なものが存在し、世の科学技術の進歩発達に多大の貢献をいたしておるのであります。中小企業においては多くの場合、企業経営と発明技術並びにその管理を発明者自身が運営しておる場合が多いのであります。が、その能力において、発明技術と企業経営または発明管理とは、一般に両立困難なものであります。優秀なる発明技術者は多くの場合、経営とか管理の方面には不得意の点がありますが、この方面的負担が、研究と



望して私の主張を終るわけあります。  
○委員長(田畠金光君) ありがとうございました。

次に竹内徳治参考人にお願いします。

○参考人(竹内徳治君) もつばら商標

法案に対する意見を述べさせていただ

きたいと思います。希望意見の要旨は

簡単に書きまして差し上げておきました。

そのうち二点ございまして、その

第一点は登録料の引き上げ率を緩和さ

れたい。もう一点は商標法を独自のも

のにして、特許法からの適用条文なし

の、商標法だけ見ればわかるような形

に直していただきたい。その二点だけ

でございます。

登録料の問題は、先ほどからほとん

ど全部の参考人から申されております

ように、この値上げの幅がいかにも

大きすぎる。ことに商標につきまして

は今まで二十年の存続期間であつたも

のが十年に短縮され、その短縮された

ものに対して現行の一般の登録料につ

いて見ますと六割の値上げ、更新登録

についていうと、九割近い値上げ、そ

ういうことで二十年を通算して考えま

すと現在の四倍二分という大きな負担

になるわけでござります。私これは個

人の考え方でございますが、特許庁全体

として商標の出願者の方が経済的に発

明家よりも負担力がある。従つて商標

の登録から上の収入をもつてある程度

発明、奨励、特許その他の経費をまか

なう建前は、私はけつこうだらうと思

いますが、全般として先ほど皆さん申

された通り、現在までに収支償つてお

るものをお非常に大きな引き上げをする

ということはいかがと思われる所以で、こ

の意見を申し上げるわけであります。

それから第二の問題でございますが、これは今までの商標法も法文の中

に特許法を準用してございます。それ

を踏襲されておるのであります。商

標というものはここで申し上げるま

でなく他の特許、実用新案、意匠の三

法と違いまして、発明の保護奨励とい

うものではなく、公正な取引を促進す

る、不正競争を防いで消費者を保護す

る場合の罰則につきましても、ほかの三

法の侵害については被害者の告訴に

よつてこれを処罰するということに

なつておりますが、商標に関する限り

はこれは公益に関する犯罪であるとし

て被害者、すなわち権利者の告訴がな

くともこれを処罰するという建前に

なつておりますが、商標法につきま

してもわが国の統計を見ますと、

出願件数はアメリカをもじのいで世界

一の一年三万数千件、登録になる二万

千件というのも世界一の数になり

ます。この原因は何であるか、わが国

の経済がそれだけ発展しているのはこ

れはけつこうな話であります。この

建前が非常に強いのは当然のことだろ

うと思います。今回の改正法案の第一

条の目的の中にも需要者の利益を保護

することが非常に強いものになつてお

ります。そういう意味からいきまし

て各国の法制を見ましても、商標法とい

うものは独立して特許法に從属した形

をとつております。そういうふうな

形をお願いしたわけであります。もつ

かと申しますと、結局現在までの先

例、判決例というふうなものにあまり

拘束を受けて、一口に申します

と、商標の類似しているかどうかとい

うような幅が一般的の外國に比べまして

かつておりますが、意見を求められま

したのであつてこのことを申し上げる

次第でござります。

法案につきましては、商標権の譲渡

を自由に認めるとかあるいは新たに商

界の要望に応じて非常に時代の要求に

応する改善点が大へん入っておりまし

て、けつこうな改正だろうと存じま

す。私どもはすみやかにこの法案が国

会の御審議を経て公布施行せられるこ

とを希望する次第でござります。

ただこれは法律そのものとちょっと

離れていささか恐縮であります。が、

これは今までの商標法も法文の中

に特許法を準用してござります。それ

を踏襲されておるのであります。商

標というものはここで申し上げるま

でなく他の特許、実用新案、意匠の三

法と違いまして、発明の保護奨励とい

うものではなく、公正な取引を促進す

る、不正競争を防いで消費者を保護す

る場合の罰則につきましても、ほかの三

法の侵害については被害者の告訴に

よつてこれを処罰するということに

なつておりますが、商標に関する限り

はこれは公益に関する犯罪であるとし

て被害者、すなわち権利者の告訴がな

くともこれを処罰するという建前に

なつておりますが、商標法につきま

してもわが国の統計を見ますと、

出願件数はアメリカをもじのいで世界

一の一年三万数千件、登録になる二万

千件というのも世界一の数になり

ます。この原因は何であるか、わが国

の経済がそれだけ発展しているのはこ

れはけつこうな話であります。この

建前が非常に強いのは当然のことだろ

うと思います。今回の改正法案の第一

条の目的の中にも需要者の利益を保護

することが非常に強いものになつてお

ります。そういう意味からいきまし

て各国の法制を見ましても、商標法とい

うものは独立して特許法に從属した形

をとつております。そういうふうな

形をお願いしたわけであります。もつ

かと申しますと、結局現在までの先

例、判決例というふうなものにあまり

拘束を受けて、一口に申します

と、商標の類似しているかどうかとい

うような幅が一般的の外國に比べまして

かつておりますが、意見求められま

したのであつてこのことを申し上げる

次第でござります。

法案につきましては、商標権の譲渡

を自由に認めるとかあるいは新たに商

争に出てくる、それでは困るというの

で連合商標を登録される。こういうよ

うなことが行われているためであります。

して、これを今後の運用面において常

識に合した過去の先例、判例というも

のにとらわれない運用をみることに

きます。この運用ということには、

非常に大事であろうと思われます。

が、この運用というものが何であるか

離れていざさか恐縮であります。が、

これは今までの商標法も法文の中

に特許法を準用してござります。それ

を踏襲されておるのであります。商

標というものはここで申し上げるま

でなく他の特許、実用新案、意匠の三

法と違いまして、発明の保護奨励とい

うものではなく、公正な取引を促進す

る場合の罰則につきましても、ほかの三

法の侵害については被害者の告訴に

よつてこれを処罰するということに

なつておりますが、商標に関する限り

はこれは公益に関する犯罪であるとし

て被害者、すなわち権利者の告訴がな

くともこれを処罰するという建前に

なつておりますが、商標法につきま

してもわが国の統計を見ますと、

出願件数はアメリカをもじのいで世界

一の一年三万数千件、登録になる二万

千件というのも世界一の数になり

ます。この原因は何であるか、わが国

の経済がそれだけ発展しているのはこ

れはけつこうな話であります。この

建前が非常に強いのは当然のことだろ

うと思います。今回の改正法案の第一

条の目的の中にも需要者の利益を保護

することが非常に強いものになつてお

ります。そういう意味からいきまし

て各国の法制を見ましても、商標法とい

うものは独立して特許法に從属した形

をとつております。そういうふうな

形をお願いしたわけであります。もつ

かと申しますと、結局現在までの先

例、判決例というふうなものにあまり

拘束を受けて、一口に申します

と、商標の類似しているかどうかとい

うような幅が一般的の外國に比べまして

かつておりますが、意見求められま

したのであつてこのことを申し上げるよ

うに承わつておるのであります。が、

それはともかくいたしましてこの

結果の間高通産並びに伊能長官にもしば

りました。が、これは似ていいないと判決されま

す。また、私と同じ後藤という人でござ

いました。が、これはオーリジン電気株式会

子工業の中では、相當に外國に譲渡確

定権を承認させまして、外國に権利を

売った中小企業もあるようですが、

それが非常に多くございません

と思います。最近におきましても、電

子工業の中では、相當に外國に譲渡確

定権を承認させまして、外國に権利を

売った中小企業もあるようですが、

それが非常に多くございません

思います。最近におきましても、電

子工業の中では、相當に外國に譲渡確

定権を承認させまして、外國に権利を

売った中小企業もあるようですが、

それが非常に多くございません

思います。最近におきましても、電

子工業の中では、相當に外國に譲渡確

定権を承認させまして、外國に権利を

売った中小企業もあるようですが、

それが非常に多くございません

社というものをやつておられます、これは、全く中小企業から出発せられまして、今は、やや大企業に近いようなふうに、戦後わずかな期間に発展をせられましたが、これは全く、特許のたまもののようにござります。これなども、多く日本が、外國の特許に依存して、技術導入というものを戦後いたしまして、それによって日本の経済の立ち直りというものがスピード・アップいたしましたことは、御承知の通りでございますが、反面におきまして、特許の譲渡料、あるいはロイアルティといふものが、非常な巨額のものが外貨として日本から流出しておるということ、これも、また隠れなき事実であるわけであります。この中におきまして、少數ではありますけれども、日本の特許権が外國に通じて輸出をされて、向うから譲渡権利をもらい、あるいはロイアルティを取つていると、こういう実例が幾つかあるよう聞き及んで いるのでございます。

て、中小企業の育成という觀点から、この特許法がより進展をせられますための改正でありまするならば、中小企業に対して、これが大きく開放せらるべきことが非常に望ましいと思うわけであります。一面におきましては、特許をとらない人が、中小企業の中では大半ではないかといふ御議論もあるかのようにも承るわけでござりますけれども、とらない人は、特許権なんともいふものはない方がいいと、特許というものがあるからしばられるのだと、こういうことになりますけれども、そういうことから申しますと、特許不使用論と、こういうことになるのであります。して、これは、やはり奨励、保護の手段として行政的にお援いになります以上は、これを、今御質問の中にありますように、大きく開放をせられまして、大企業と中小企業が機会均等の形において、十分に利用ができるようになります。そのために、経済力の弱い中小企業いたしましては、料金の値上げというものは、非常に大きく響くことであろうと思うのでござります。

きるだけ交換もし、それから、これをまた開放し、かつ活用して、そうして実際の役に立たせる。こういう問題なんであります、こういう点について、どうお考えを持っておられますか。

○参考人(五藤齋三君) これは、通産行政の中において、中小企業の振興策として、この特許の問題を十分育てていく、こういう意味の施策をおやりいただきますことは、これは双手をあげて賛成を申し上げます。とかく、特許をとりましたが、仰せのことく、実施をするには金がない。実施化を企画しても、なかなか新しい仕事というものは、それに一面对しましては、相變の伴うものでありまして、勇敢な投資をする人が少いというジレンマに非常に陥るのでござります。私どもは自分が、いまだかつて特許権を金にしたことは一度もございませんが、これを何とかして自分が実施しようということに、多年努力をいたしておりますのであります。多くの町の発明家の中心には、それができなくて困つておる者が多々ございます。これを何とか引っぱりあげてやられるという施策をおやりいただきますことは、これは非常にけつこうなことだと思います。

○参考人(君嶋武彦君) ただいまの大竹委員の御質問の点に因連いたしまして、私どもの協会としてやっておりまことを申し上げますが、御参考になりはせぬかと思うので申し上げますが、私どもの協会として、一昨年以来手をかけておりますのは、この特許の実施化をどうしても促進しなければならぬ、同時に、これを広く売り上げなければならぬ、この二つがあるのでは

ないかと思います。それで、中小企業が発明をして、いい発明であっても、国内の大企業は必ずしもこれに目をつけてくれませんので、いい発明でも、なかなかこれが商品として世の中に現われないと、いうものは、相当現在あるのであります。

それには、ある場合には、国内だけでなく、外国に出て、外国の事業家と手をつけなうということも必要じゃなかというような意味合いもありまして、アメリカの大使館あたりに、いろいろ話を持つていて相談をしたりなんかいたしておりますが、やはりアメリカあたりでは、それを国内の各業者と連絡する組織を持つておるようでありまして、この中に流し込もうと、今いろいろやっております。

また、私どもの協会で最近成立了のは、これは穀物の変質防止法の特許でございますが、国内ではあまりまだ重用されておりませんが、たまたま中國人で、ブラジルで製粉工場をやつておる人がありまして、これは私前からの旧知の人なんで、その状況を話しましたら、非常に興味を持ちまして、これに相当の金を出しまして、ブラジルで、その特許を実施することになりました。昨年の十二月の二十九日に調印した。昨年の十二月の二十九日に調印が終つて、今その実施に備する準備をやつておるのであります。

それで、今情報センターのお話もありましたが、これは、ぜひ政府としても、そういったことをやっていただきたい。同時に、われわれの希望いたしましたのは、外国、たとえばアメリカなり、あるいはフランスなりに、われわれの中小企業のアイデアをその土地で物にするような意味での足場を何かお

作り願えれば非常にけつこうだと思します。と申しますのは、日本で、ほかの国に比較的おくれておりますのは、生産技術であります。もう一つは、材料、部品というようなものが、比較的おくれておるのであります、これをいたしておるのであります。そういうアイデアに結びつけますと、相当いいものができるものと、われわれは確信意味で、中小企業の發明家も、部門別に適當な人をある期間、そのセンターに派出いたしまして、向うにおける関係の一切の資料を集めまして、そして、そこでいろいろなものをすると、うことになりますと、非常に技術の輸出に貢献するのじやないかと、こう存じております。

かの大使館にU·S·O·M機構がございまして、あそこと連絡いたしまして、私ども協会の希望者の資料をあそびに送りまして、あれからアメリカの経済協力局内に中小企業の、そういう機関があります。そこに資料を送っております。そういうようなことを昨年の半ば時分から始めたところであります。それによる成果は、まだ上つております。

○参考人(五藤音三君) ちょっと補足的に一つだけ議員さんの御質問にお答え申し上げたいと思いますが、今、君嶋参考人からおつしやいました海外に工業所有権を輸出いたしまして、いわゆる技術輸出をするということが刻下の急務であるということは、まことに御同意でございますが、私は商工会議所の常議員というようなものを多年やつておるのであります。昨年の夏、東南アジア六カ国に技術協力視察団といふものを派遣いたしまして、私も、その一員として六カ国を回つて参りましたが、後進国において、日本の技術に依存をしたいという念が非常に熾烈でございます。でございますが、どうも個々の問題になりますと、うまく技術的な問題の話し合ひができる、こういうことでございまして、考えますというと、ちょうど先進の方に、日本の政府とせられましても、科学アタッショというものを派遣せられまして、たとえばワシントンの日本大使館の中におられます、この制度が、現在までは外国の技術を日本へ取り入れるという努力を非常に払つておられるようすに拝見をするのでございまますが、こういったもの東南アジアの方に、外交機関の方に、通

産省の方から、あるいは科学技術省から、そういうものを御派遣になつて、日本の技術輸出を大いにはかるといふうな努力をおやりになる。それは国内において情報センターをお作りになつて、とともに、海外向けに、そういう努力を払つていただく、こういうことが、非常に必要じゃないかと思われます。民間といたしましては、商工会議所で、昨年来、技術協力センターというものを作りまして、世界の後進国相手に、日本の工業技術を紹介しようと、いう努力を続けておりますけれども、なかなかそれが技術的にも、うまいかないという点がございますので、これは、政府の方で大いに御援助願いたいと思います。

○参考者(五藤吉三君) それは機会あることに、会合を開きまして、そういうおるのですけれども、中小企業の後進性の問題と、そうして経済的弱体からそれがなかなか実行できにくい。こういう点がござりますので、そういう観点からも、特許料金の値上げというものは、むしろ値下げをしてもらいたい。積極的な、これは産業育成の一施策としても黒字になるところではない、赤字になるような運営をすべきであります。しかし、積極的な、これは産業育成の一施策としてもう黒字になることになると、信用保険のお蔭は、何もこうむれないわけでござりますが、そういう意味において、中小企業に対しましては、特許法が国の恩恵によって、中小企業の発展に大いに寄与せられるという形において運営していただく。そのためには、出願等が容易にできるようになります。○大竹平八郎君 長官にもいいですか……。

○委員長(田畠金光君) どうぞ。

○大竹平八郎君 長官に一点お尋ねしたいのですが、これは私、午前中ちょっと急用ができて中座したのですが、午前中にも、あるいはまた午後の参考人の御意見の中にもだいぶあつた、いわゆる確認審判の問題ですが、確認審判の効力の問題について、いろいろ話があつたのですが、これについて、長官いま一つ御意見を承わりたいのですが……。

○栗山良夫君 議事進行について。

大竹委員のせっかくの御質問ですけれども、今、実際に法案を審議している

内容に対する質疑等は、やはり参考人の御意見を伺っているときにするだけでなく、分離された方が、慣例からいつものいいのじやないかと思うが、参考人の公述された意見の内容について、いろいろ尋ねるというのが、今までの慣例でありまして、法案そのものの審議に、参考人の同席を求めているところに入るということは、あまりしなかつたと思いますので……。

○大竹平八郎君 確認審判の問題が全部出ておった、各参考人から……。

○委員長(田畠金光君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(田畠金光君) 速記を始めよ。

○政府委員(井上尚一君) 確認審判の問題についての御質問でござりますが、確認審判について今度の法律改正の場合に、どう考えていくかということは、工業所有権制度改正審議会におきまして、最も議論の多かったので、多くの時間を費して議論を尽した問題でございます。この審決の効力につきましては、従来非常に解釈がまちまちでございまして、そういう法律的な効力の非常にあいまいな制度をこの法律改正の機会に、従来通り続けるという点につきましては、非常に問題が、そこにあるわけでございまして、制度改革審議会の、実は答申としましては、いろいろな事情を総合的に勘案しました結果、一応今日まで従来の確認審判制度が性格の不明確なままである程度運用の妙によってとにかく効果があつたということで、従来通りということで、ことに審議会の答申は出たわけでございますが、法文立案の過程に入りました

で、この問題についてまたいろいろ法律的議論が湧いたわけで、結局立憲者としましては、どうしても從来通りの制度を続けることは説明がつかないと申します。この点につきましては午前中の各参考人からの意見中にもあったことでございますが、この解釈の運用について当事者対審構造を設ける問題、あるいは合議制を実行する問題、あるいは、この解釈の担当者について除外、忌避をどうするかという問題についての保証が本法上ないという点がいろいろ指摘になったわけでございました。われわれ当局としましては、そういう事項につきましては今回の解釈と、いふことに法律的性格が變りましたので、これは本法中に規定すべき事項ではなく、政令または省令において規定したい、かように考えているわけでございまして、従来の確認審判を解釈といふことに改正しました結果、運用を今のように政令、省令の規定によつて運用して参るということによつて、むしろ迅速に、簡易に権利範囲の明確化が行われるということによりまして、場合によってはいろいろ発明の企業化の場合に必要な判断なんかも迅速に当事者にこれを明示をすことができるというような大きなプラスの面もあるのではないか、かように考えておる次第でござります。

Digitized by srujanika@gmail.com

上げますが、参考人に御質問の節は指名されただれにお尋ねになるか、できればそういう工合に一つ進めていただきたいと思うのです。

○海野三朗君 それでは初めに井上さんにお伺いをしますが、どうでしようか。

○参考人(井上一男君) 出願の数でござりますか……。出願の数につきましては実はこの特許庁年報を資料としていただきましたので、あるいはお手元にあるかと思いますが、この資料の方に相当グラフ等に詳しく出ておりまます。「世界各國の特許出願件数」というのでございまして、ではちょっとここで大体申し上げますと、現在といいますか、昭和三十一年が一番新しいデータとなつておりますが、それで申しまして、日本が約十万、それから西ドイツが大体それに近く、その次がアメリカで七万五千くらい、大体アメリカ、日本、ドイツというところが一位、二位、三位を争つてすつときておるようございまして、昭和三十一年になりまして日本がトップになつておるといふうなグラフが出ておりますが、その後も大体同じような傾向ではないかと思うのでございます。

○島崎君 君嶋参考人と井上弥三郎参考人にちよつとお尋ねしたいと思いま

すが、井上参考人はこの法案のすみや

なる成立を要望されだし、その御要望

が、いつ何どき大企業から無効審判

を希望するといふことは、この要望書

の中を拝見しますと、その理由とい

たしまして若干触れられておられます。

そこでこれに目を通しまして見ます

場合に、その中で具体性を持つている

など思われる点は、科学技術発展の上

に、特に重要国策である輸出産業の進

展を阻害し、国際市場において現行法

においては參敗を喫することをおそれ名されただれにお尋ねになるか、できればそういう工合に一つ進めていただきたいと思うのです。

○海野三朗君 それでは初めに井上さんにお伺いをしますが、どうでしようか。

○参考人(井上一男君) 出願の数でござりますか……。出願の数につきましては実はこの特許庁年報を資料としていただきましたので、あるいはお手元にあるかと思いますが、この資料の方に相当グラフ等に詳しく出ておりまます。「世界各國の特許出願件数」というのでございまして、ではちょっとここで大体申し上げますと、現在といいますか、昭和三十一年が一番新しいデータとなつておりますが、それで申しまして、日本が約十万、それから西ドイツが大体それに近く、その次がアメリカで七万五千くらい、大体アメリカ、日本、ドイツというところが一位、二位、三位を争つてすつときておるようございまして、昭和三十一年になりまして日本がトップになつておるといふうなグラフが出ておりますが、その後も大体同じような傾向ではないかと思うのでございます。

○島崎君 君嶋参考人と井上弥三郎参考人にちよつとお尋ねしたいと思いますが、井上参考人はこの法案のすみやなる成立を要望されだし、その御要望が、いつ何どき大企業から無効審判を希望するといふことは、この要望書

の中を拝見しますと、その理由といたしまして若干触れられておられます。そこでこれに目を通しまして見ます場合に、その中で具体性を持つているなど思われる点は、科学技術発展の上に、特に重要国策である輸出産業の進展を阻害し、国際市場において現行法

においては參敗を喫することをおそれ名されただれにお尋ねになるか、できればそういう工合に一つ進めていただきたいと思うのです。

○海野三朗君 それでは初めに井上さんにお伺いをしますが、どうでしようか。

○参考人(井上一男君) 出願の数でござりますか……。出願の数につきましては実はこの特許庁年報を資料としていただきましたので、あるいはお手元にあるかと思いますが、この資料の方に相当グラフ等に詳しく出ておりまます。「世界各國の特許出願件数」というのでございまして、ではちょっとここで大体申し上げますと、現在といいますか、昭和三十一年が一番新しいデータとなつておりますが、それで申しまして、日本が約十万、それから西ドイツが大体それに近く、その次がアメリカで七万五千くらい、大体アメリカ、日本、ドイツというところが一位、二位、三位を争つてすつときておるようございまして、昭和三十一年になりまして日本がトップになつておるといふうなグラフが出ておりますが、その後も大体同じような傾向ではないかと思うのでございます。

○島崎君 君嶋参考人と井上弥三郎参考人にちよつとお尋ねしたいと思いますが、井上参考人はこの法案のすみやなる成立を要望されだし、その御要望が、いつ何どき大企業から無効審判を希望するといふことは、この要望書

の中を拝見しますと、その理由といたしまして若干触れられておられます。そこでこれに目を通しまして見ます場合に、その中で具体性を持つているなど思われる点は、科学技術発展の上に、特に重要国策である輸出産業の進展を阻害し、国際市場において現行法

は、全くその通りだと思います。商標の問題については先ほど竹内治さんがおっしゃった通りです。そこでこれらの状況なり、なるべく上げないという一つの方針でいくことがいいとします。かりに上げる場合にでも、出願者なり権利保持者の相手方というものは千差万別なわけですから、ほんとうに発明奨励並びにその権利の保護ということだが、料金の面でも趣旨が通るようにならなければならぬ。そういう気持ちから、私としてはこれはまだ法制的にはどうなるか、よく研究をしておりませんが、他の法案で先例がないわけでもない。従つてそういう道がないものかと考えているのは、負担力のある人は負担してもらつていいのじゃないか。そのかわり、ない人には割引制度といいますか、そういうものを考えられないか、負担力のある人には負担してもらうという意味はいくらでもといふ意味ではありません。それはことごとくおきますが、やはり適正な価格というものがなければなりませんから、その価格が定められたときのことを持として問題にしているわけです。しかしそれでもなおかつ大企業なり町の個人発明家の間には資力において非常な差がありますから、そういうものには若干国家がめんどうをみると個人で基準はきまるけれども、特に弱い人については何らかの割引措置を講ずる、こういうことを考えるのです。が、そういうことについて、今まで改正案についていろいろ御意見をまとめられた中で、意見として出たようなことはございませんか、それを伺つておきたい。

○参考人井上一男君　お話を点でつなぎます。ですが、特許料等の年金につきましては、現行でその事情に応じて減免をする、額の減少あるいは場合によつたら全然無料でもよろしいといふふうな特別措置ができるようになつてゐるわけでございますが、それの実際を行なわれた例というのは私あまり聞いてないのですが、少い実情ではないかと思つておきます。なかなかそういうことをする場合についてはいろいろな条件がございまして、どういう条件下がそろうならば半分にしたがよからぬ、どういう条件がそろつたならばもう少し減らしてやつたらよからうといふうことについて、相當めんどくさうな認定の必要が起るので、そこにやはりにくさがあるのじゃないかと思いますが、そういうごく特別の貧困者とか、現在では家計に困つて五年分のあるいは六年分の料金が納められないでせつかく特許が取れているのに継続ができないというふうな場合には、何かそういうことがあるというのもけつとうだと思いますけれども、全般的な者の方として負担力の大きい者あるいは小きい者というふうに分けて、別の言葉で申上げますと、大企業であつたら全額よからう、中小企業だったら半分くらいというふうに、一率なきめ方をするということが、私も法務の問題としていたいだいておるものといえども、むずかしい、実行上相当困難があるのでないかと考えるわけです。それから私ども大企業——一応大企業と申しまして、件数等も非常に多いわけですが、とにかくませんけれども、相当地負担の軽い方がいいわけございまして、件数等も非常に多いわけですね。

さいますから、特許料の納付というよ  
うなことにつきましては、相当にいつ  
も問題になるわけでございます。そう  
いうふうな意味からして、もちろん少  
ない方がいいということは、金があり  
余っているから幾らでもいいというふ  
うにお考へいただきたくないのですや  
はり窮屈な金を回して、ただ規模が大  
きいからというだけでございまして、  
幾らでも払えるというわけでもないの  
でございます。ただどういうふうにき  
まりますかわかりませんけれども、た  
だそこに、かりに相当額の値上げがあつ  
たときには、これはまあ法律で認め  
られたのでやむを得ないが、そのかわ  
りにはそれをもつと有効に使つていた  
だきたいという希望を付して、どうい  
うふうに御決定になるか待ち望んでお  
るというような状況でございます。

支出するということが非常な困難な問題になります。ところが特許の方はいろいろな問題を考えますと、そのつど出して参りませんと、現在では一つの単独の特許ではなかなかこれが侵害される非常な危険性にありますので、特許は出していかなければならぬ。ところが一方において、そういう支山はなかなかやりにくいという問題がありますので、企業が、中小企業といえども、順調に参っておられます場合にはそれほどの困難はないと思います。従つて特許料の減免という問題は、もしもこれをやつていただければ、非常に実情にそぐうようにやつていただければ、中小企業の発明家として非常に助かると思います。

○参考人(井上弥三郎君) やはり私どももそういうことが技術的にできるのはけつこうなことだと思っておりません。

○栗山良夫君 五藤さんはいかがでしょうか。

○参考人(五藤斎三君) それは御同感であります。可能でありますれば、両手をあげて賛成を申し上げますが、半ほど井上一男さんから多く発言がありましたよう、現行法でも特例を認められておるが、実際実施はむずかしい。これは何か国家の恩恵的な觀点からそういう特例ができるましても、なかなか行政的にそれを行わないというふうなみが從来非常に多かつたわけですからいまして、むしろ井上一男参考人などを言われましたように、大企業でも中企業でも、特許庁としてペイでできてるものを別に上げる必要はないじやないか、むしろ下げた方がいいんじや

○栗山良夫君 なぜこう愚問みたいな質問を申し上げておるかといいますと、今特許庁へ、事務当局に質問してもらっているのですが、とにかく昭和十年日本の戦前の國力の最盛期、そのときの申請件数を今と比較しますと、大体倍になつておるのです。今職員の數は同じなんです。ですから目の子勘定をすれば今のおくれている緩慢な審査を少くとも昭和十年の状態に戻すぞうと思えば倍の人間を要するということになるのです。ですからそれだけの人員があるならば別ですが、計画としてはそういうことになる。そうすると今四億、四億でペイしていっているといいましても、それだけ政府がやればペイはないわけです。そこで今まで長い慣習があるから、やりとりを自然にしていければ料金を上げる根拠なんかも出していくかもしません。適正な料金をどうするかという問題は、今の議論とは別との問題できめなければならぬと思つております。そういう立場において考えなければならぬことは、とにかく大企業や有産階級は痛痒を感じない、中小企業なり個人は感ずる、こういう一つの意見が出たとすれば、今現行法にあるのはほんとうの特例的な、恩恵的なものでして、これはだめなんです。私も見ましたけれども、要するにカード階級に國の金をくれてやると同じような式のもので、これは全然問題になりません。そういうことでなくて、もう役所で申請書だけ見せれば、これは何割引、これは何割引と機械的にわかるような、そういう程度のものができるないかということを私は考えておるので

